

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月24日

鹿児島市長 下鶴隆央殿



提出者

住 所 鹿児島市谷山中央5-12-3

氏 名 鹿児島医療生活協同組合 理事長 駿河 保彰

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 099-268-8955

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和元年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	総合病院 鹿児島生協病院
事業場の所在地	鹿児島市谷山中央5-20-10
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

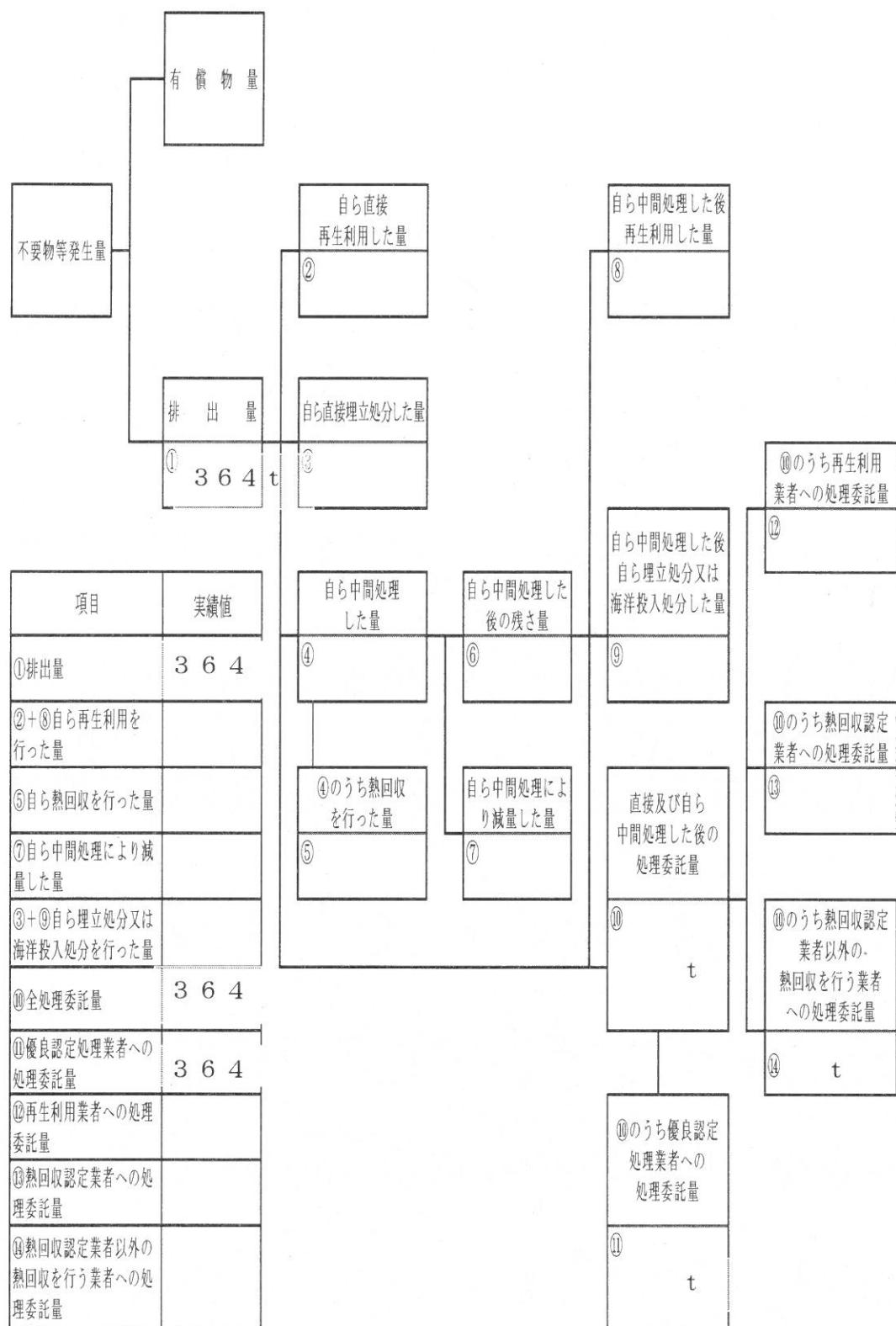
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	350t	全処理委託量	350t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	350t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄)

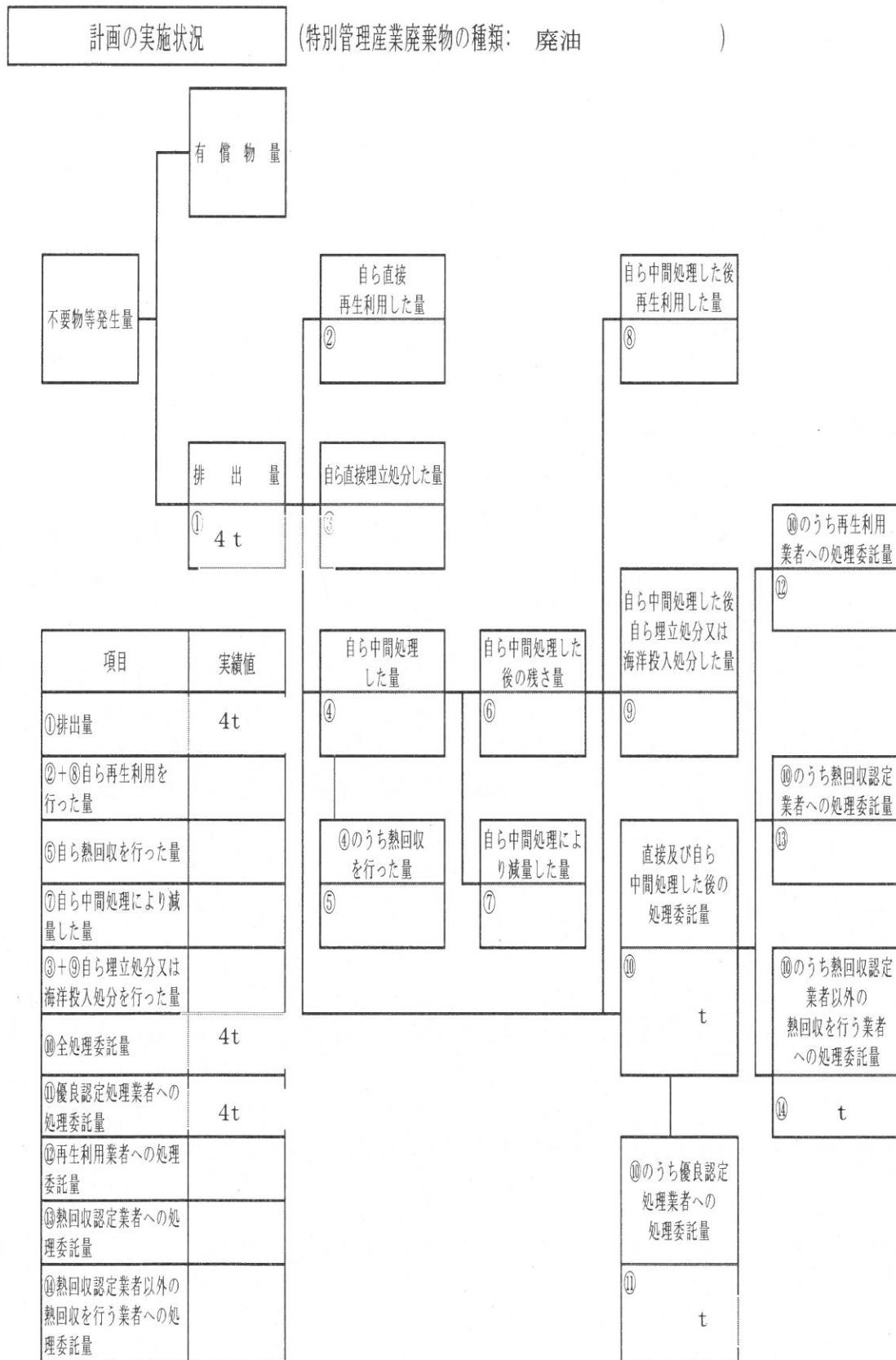


備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
 - 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
 - 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
 - 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
 - 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第二条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあたっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）
- ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第2面)



産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画実施状況報告書

(お願い: 廃棄物の種類が1品目の場合でも、集計が便利になりますのでなくこの表を使用してください)

廃棄物の種類が2品目以上ある場合に使用してください										数字(t)	別紙実施状況内訳書
	項目	実施値									
① 排出量	①排出量	368	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	特定有害産業廃棄物			合計	
② 自ら直接再生利用した量	②⑧自ら再生利用を行った量	0	4	0	0	364				368	
③ 自ら直接埋立処分した量	⑤自ら熱回収を行った量	0								0	
④ 自ら中間処理した量	⑦自ら中間処理により減じた量	0								0	
⑤ (4)のうち熱回収を行った量(内訳)	③⑨自ら埋立処分を行った量	0								0	
⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑩全処理委託量	0								0	
⑦ (4)～(6)自ら中間処理により減じた量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	0								368	
⑧ 自ら中間処理後再生利用した量	⑫再生処理業者への処理委託量	0								0	
⑨ 自ら中間処理後、自ら埋立処分した量	⑬熱回収認定処理業者への処理委託量	0								0	
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑭熱回収業者への処理委託量	0								0	
⑪ (10)のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑮自動計算 データーの場合 入力不要	368									
⑫ (10)のうち、再生利用業者への処理委託量		0									
⑬ (10)のうち、熱回収認定処理業者への処理委託量		0									
⑭ (10)のうち、熱回収業者への処理委託量		0									
参考1 ⑩のうち、焼却施設への処理委託量(⑪の内訳)	364	4	0							368	
参考2 ⑩のうち、焼却以外の中間処理施設への処理委託量(⑪の内訳)										0	
参考3 ⑩のうち、埋立処分業者への処理委託量(⑪の内訳)										0	

- ◆参考1～3は、どのような業者に委託されているかを聞くものです。(⑩処理業者への委託量=参考1+参考2+参考3)
- ◆mは、トンに換算し記入してください
- (換算計数は、市ホームページ中、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の欄に掲載しております。)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画実施状況報告書

廃棄物の種類が2品目以上ある場合に備えて記載してください

(お願い: 廃棄物の種類が1品目の場合でも、集計が便利になりますのでこの表にも記載してください)

数字(t)

	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属	ガラコン (※)	紙くず	汚泥	建設混合 廃棄物 (※)	合計	項目	実施値
① 排出量			2	4		4			10	①排出量	10
② 自ら直接再生利用した量									0	②+③自ら再生利用を行つた量	0
③ 自ら直接埋立処分した量									0	⑤自ら熱回収を行つた量	0
④ 自ら中間処理した量									0	⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑤ ④のうち熱回収を行つた量(内訳)									0	⑨自ら埋立処分を行つた量	0
⑥ 自ら中間処理した後の残さ量									0	⑩全処理委託量	0
⑦ ④-⑥自ら中間処理により減量した量									0	⑪優良認定処理業者への処理委託量	10
⑧ 自ら中間処理後再生利用した量									0	⑫再生処理業者への処理委託量	0
⑨ 自ら中間処理後、自ら埋立処分した量									0	⑬熱回収認定処理業者への処理委託量	0
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量									0	熱回収認定処理業者以外の処理委託量	0
⑪ ⑩のうち、優良認定処理業者への処理委託量		2	4			4			10	熱回収業者への処理委託量	0
⑫ ⑩のうち、再生利用業者への処理委託量									0	自動計算 データーの場合 入力不要	0
⑬ ⑩のうち、熱回収認定処理業者への処理委託量									0	↓	
⑭ ⑩のうち、熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量									0		
参考1 ⑪のうち、焼却施設への処理委託量(⑪の内訳)									0		
参考2 ⑪のうち、焼却以外の中間処理施設への処理委託量(⑪の内訳)						2	4		10		
参考3 ⑪のうち、埋立処分業者への処理委託量(⑪の内訳)									0		

*ガラコン=ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードもガラコンで記入してください)

*建設系の廃棄物で、品目ごとの仕分けが不可能な場合は、建設混合廃棄物として記入してください。

◆参考1～3は、どのような業者に委託されているかを聞くものです。(⑪処理業者への委託量=参考1+参考2+参考3)

◆参考数は、市ホームページ中、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の欄に掲載しています。
◆mは、トンに換算し記入してください